

絶對的貧困化の法則性について

大 陽 寺 順 一

マルクスの貧困化法則については、すでに「賃労働と資本」や「労賃」などの初期の論稿以来、相對的ならびに絶對的な労賃の低落という形で、その理論的開拓がなされてきたにもかかわらず、「資本論」における貧困化法則の敘述でも依然として完結した説明があたえられたといえなかったし、とくに修正主義論争を契機として、いわゆる正統派マルクス主義によってさえも相對的貧困化のみが肯定されるにすぎなくなっていた。やがてレーニンにより絶對的貧困化も一應再確認されようとしたけれども、それを繼承する革命派マルクス主義の論證と實證とは、現段階においてもなお非マルクス經濟學に説得力をもちえないばかりでなく、この學派の内部においてさえ、絶對的貧困化の概念、この法則の性格、その妥當性の證明方法などについて、異説や誤解がのこされているように思われる。本稿は相對的貧困化の問題を除外視し、ことに異議の多いとみられる絶對的貧困化の法則性を中心として、私見を理論的に整理しようとするものである。

I 絶對的貧困化の概念と法則

行論の都合上マルクスの絶對的貧困化の概念と法則を、明確に規定することから出發しよう。

まず、「貧困化」とはいかなる具體的形態の貧困現象をつつむ概念とみられていたか。周知のように、マルクスは資本制蓄積の一般的法則が作用するにしたがって、「富の蓄積」とともに「貧困、労働苦、奴隸状態、無知、粗野、道德的墮落の蓄積」が、社會の兩極に累積されていくとのべた¹⁾。したがって、貧困化とは物質的な領域をこえて、精神的道德的な領域にさえおよぶ現象であった。

また、それを物質的な領域のものにかぎるとしても、クツィンスキーによればもっとも重要な指標だけで、17の諸要因をあげるのであった²⁾。このことは、「労働者への支拂いが高いにせよ低いにせよ、労働者状態は悪化せざるをえない³⁾」とか、「労働者のうけとる支拂いがいっそうよいか悪いかにかかわらず、賃労働制度は1つの奴隸制度なのである⁴⁾」という古典的表現からも、推測しうるところである。貧困化の概念は少くとも賃銀問題よりはるかに廣汎な領域、すなわち「労働者状態」とか「生活水準」とよばれるものの全局面にわたる諸現象をつつんでいるのである。

つぎに、絶對的貧困化の概念は労働者状態のいかなる意味での「絶對的」な低下を表現し、またどのような貧困「化」の傾向ないし法則性をいいあらわしているか。これについてはマルクス經濟學の内部でさえ、ほぼ2通りの理解が存在しているようである。その1つは、労働者階級全體の生活水準の絶對的大きさが、歴史的にますます低下の傾向をたどるとみなす理解である。これは資本主義社會における「労働者は絶對的に貧しくなっていく」というレーニンの著名な1節⁵⁾を論據とする立場や、ソヴェト經濟學教科書のうちに結晶している理解の仕方である⁶⁾。しかし、この解釋には疑問がのこされる。第1に、そもそも「貧困」とか「窮乏」の存在を指摘するためには、貧困と

2) Jürgen Kuczynski, *Die Theorie der Lage der Arbeiter*, 3. Aufl., Berlin 1955, S. 57—8.

3) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 680.

4) Derselbe, *Kritik des Gothaer Programms*, Berlin 1946, S. 26.

5) В. И. Ленин, *Обнищание в капиталистическом обществе*, Сочинения, 4. изд., Москва, 1953, т. 18, стр. 405—6.

6) *Политическая экономия*, учебник, 2. изд., Москва, 1955, глава IX.

1) Karl Marx, *Das Kapital*, Berlin 1953, Bd. I, S. 680.

富裕とを區別すべき一定の絶對的な基準や水準が必要ではないか、ということである。2つの歴史的時期における生活水準の變動を相對的に比較するだけでは、兩者の生活水準がともに貧困とよばれるライン以下におかれているのか、その一方ないし兩方が貧困の水準以上に達しているのかを判定できないであろう。マルクスのいうように、「勞賃はその大きさを測定すべき基準と比較して、はじめて高いとか低いとかいえるのである⁷⁾。」この意味で絶對的貧困化の把握にさいしても、せまくは勞働力の價值とか、ひろくは歴史的社會的に標準的な生活水準とかを、あらかじめ理論的な基準としなければならないであろう。

第2の疑問は、前記のレーニンの表現からはかならずしも生活水準それ自體の絶對的低下という歸結を、ひき出しえないことである。アルズマニヤンの解釋では⁸⁾、レーニンがやはり同じ箇所で「勞働者の賃銀は勞働力の必要不可欠な諸費用が高まるのにくらべると、はるかに緩慢なふえ方をしている⁹⁾」とのべていたかぎり、レーニン自身もまた勞働力の價值や傳統的な生活水準の變動を指摘し、またかかる勞働力の價值の増大より賃銀の上昇がおくれることを、強調していたというのである。かくて絶對的貧困化の解明に勞働力の價值や標準的な生活水準の尺度をもちこむことは、ソヴェト經濟學でも次第にみとめられようとしている立場である。ここに、絶對的貧困化にたいするもう1つの別の理解が登場してくる理由がある。それは勞働力の價格ないし現實の生活水準が、勞働力の價值または標準的生活水準以下に低下する傾向と、それら兩者の背離する程度がますます増大する傾向とを、指摘しようとする解釋である。クツィンスキーにせよ、わが國の多くの社會政策學者にしても¹⁰⁾、ほぼこの理解に立つものよう

7) K. Marx, *Lohn, Preis und Profit*, Berlin 1951, S. 32.

8) A. Арзумян, "Вопросы марксистско-ленинской теории обнищания пролетариата", *Коммунист*, 1956, no. 10, стр. 109—110.

9) В. И. Ленин, *Обнищание*, стр. 405.

10) 經濟評論 1956年9月號, 「日本の生活水準と貧困化」特集號。岸本英太郎「窮乏化法則と社會政策」

に思われる。

では、さらにこのような絶對的貧困化の「法則」とは、マルクス經濟學によりいかにして理論的に基礎づけられたか。一般にこの法則は「資本論」第1巻における資本制蓄積の一般的法則から説明されている。すなわち、資本蓄積にともなう有機的構成の高度化、不變資本部分にたいする可變資本部分の相對的減少、産業豫備軍の累進的生産から、相對的過剩人口の壓力による現役勞働者群の貧困化と、失業人口それ自體の窮乏化とが歸結されつつある。この貧困化理論は勞賃の勞働力價值以下への切下げという賃銀論を導出しようばかりでなく、産業豫備軍の影響による現役勞働者の競争關係にもとづいて、賃銀以外の勞働諸条件や生活諸条件をも包括する生活水準全般の低下を推論しようるものである。また、失業そのものはすぐれて生活條件の極貧化と精神的な頽廢化を雄辯にものがたるものであり、ここでも賃銀論をこえた勞働者状態全體の悪化を示しようることになろう。したがって、資本蓄積の進行とともに現役と豫備軍をふくめた勞働者階級全體の實際の生活水準は、歴史的社會的に標準的な生活水準よりも低下する必然性をもっており、しかもその兩者の背離はいっそう擴大される傾向にあるものとみなされうるのである。マルクス經濟學を前提とするかぎり、絶對的貧困化の法則は理論的に必然的な妥當性をもっている。

ところで、貧困化法則を資本制蓄積の法則からかくのごとく理解するならば、ただちに問題となるのはマルクスのいわゆる「賃銀法則」や勞働力の「價值法則」との関係である。商品勞働力の價格が他の物的商品と同じく價值法則によって規定され、勞働力の價值と價格が究極において合致するという命題は、マルクス主義の古典でしばしば見出されるところである¹¹⁾。これにたいして貧困化法則が勞働力の價值と價格との背離する必然性

1955年、など参照。

11) Vgl. K. Marx, *Lohn, Preis usw.*, a. a. O., S. 70. Friedrich Engels, *Das Lohnsystem*, in: Marx u. Engels, *Über die Gewerkschaften*, Berlin 1953, S. 212. Derselbe, *Herrn E. Dührings Umwälzung der Wissenschaft*, Berlin 1953, S. 398.

を示すものであるかぎり、相対立するかのごとき2つの法則に橋わたしをしなければならない。そこで、労働力の価値法則からみるならば、労働力が価値どおりに支拂われるとの想定は、価値法則の完全な貫徹を前提としながらも剰餘価値の生産を暴露するために、マルクスが出發點において採用した抽象的な假定にほかならなかった。それはまた、彼が一般商品の價格變動における中心點の存在から、価値法則の貫徹を立證しようとしたのと同じ意味で、商品労働力にも価値法則の妥當性をといたものであった。このさいには労働力の需要供給の均衡する状態が假定され、最高度に抽象的な前提の上で賃銀法則が推論されたにすぎなかった。しかし、商品労働力と一般の物的商品との同一視とか、労働力の需給の均等とかの假定は、一步考察の抽象度を減ずるときにはただちに撤去されるべき假定であった。

まず、労働力が他の物的商品とはことなる特殊な商品であることは、マルクスも明白に指摘したところであった。すなわち、商品労働力は人間の生命とむすびついているために、それは蓄積ないし貯蓄されえないし、またその供給を調節できないという特殊性をもつというのであった¹²⁾。かかる特殊な商品性への認識から、のちにブレンターノも労働〔力〕の賣手はその買手より一方的な商品の販賣條件の切下げや、人格的な支配をうけることになることを主張し¹³⁾、労働組合による自由主義的な社會改良を基礎づける論據としたのであった。この商品労働力の特殊性を考慮に入れるとき、もはや労働力の価値と價格の一致は歸結しえないことになる。つぎに、労働力の需給均衡の假定にしても、「資本制生産が本質的には同時に蓄積過程である¹⁴⁾」かぎり、擴大再生産による労働力需要の變動は現實には不可避的であり、労働力の価値

と價格をひきよせる作用は停止しなければなるまい。ことに、マルクスがマルサスの人口法則にかわって、資本制蓄積の法則より産業豫備軍の人口法則をつくりだしたことは、古典學派の「賃銀鐵則」と類似する労働力の価値法則よりも、労働力價格の価値以下への切下げをとく貧困化法則に、いっそうの現實的な妥當性を付與することになるであろう。

かくて、貧困化法則は労働力の価値法則と矛盾するのではなく、後者の高度に抽象的な次元から、一步低度の抽象のレベルに接近したときに成立する法則である。エンゲルスによれば「この〔賃銀〕法則の作用は實際には他の經濟諸法則の平行的な作用によって變形される。そのために、この法則の徴候は消えさり、その痕跡をみつけるのがしばしば極度に困難になることさえある」のであった¹⁵⁾。この意味で、価値法則にもとづく賃銀法則は、資本制蓄積の法則や特殊な商品の交換法則によって現實には變形をうけ、貧困化法則に席をゆずるといってもよいであろう。

II 貧困化法則の抽象性

これまでの貧困化法則の規定は、なお種々の假定や前提の上になつている。そこでは、資本制蓄積の法則が全く自由に作用し、それと平行的に作用すべきさらに別の經濟法則の影響も、捨象されるという假定がもうけられている。また、労働條件や生活條件が純經濟的な市場關係からのみ決定され、それらにたいする社會的勢力や政治的權力の反作用が除外視されることになっている。したがって、その理論的考察點はやはり高度に抽象的な前提のもとにある。マルクスの絶對的貧困化法則はただちに現實の諸現象とか、大量的現象からひき出される規則性などと、混同視されえない抽象的なレベルで想定されうる法則性である。マルクスのいうごとく「經濟的諸形態の分析の場合には顯微鏡も化學的試薬も役に立ちえない。抽象力が兩者にとって代らなければならない¹⁶⁾」のであ

12) K. Marx, *Arbeitslohn*, in: Marx u. Engels, *Kleine ökonomische Schriften*, Berlin 1955, S. 225—6, 231. Derselbe, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte*, in: *Kleine ökonomische Schriften*, S. 59—60.

13) Lujo Brentano, *Die gewerbliche Arbeiterfrage*, Schönbergs Handbuch der politischen Ökonomie, 1. Aufl., 1882, Bd. I, S. 921—5.

14) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III, S. 245.

15) F. Engels, *Die Lohntheorie der Anti-Korn-gesetz-Liga*, in: K. Marx u. F. Engels, *Kleine-ökonomische Schriften*, a. a. O., S. 461.

る。かかる経済法則それ自體の抽象性は、マルクス経済學のみならず、他の多くの學派も採用しつつある立脚點にほかならない。

しかるに、経済法則とは經驗的現象の表面によこたわっており、それは現象のたんなる記述や摸寫によってのみ發見されるべきであるという主張も少くない。けれども、理論經濟學者アモンでさえもみとめるように、「どの經驗科學も直接に經驗された現實から出發するものではあるが、いかなる科學的敘述においても經驗的な現實がそのまま敘述されるものでは決してない¹⁷⁾」のである。なぜなら、一切の直接の經驗は無限に複雑で多様な性質をもつために、これを完全に描寫しつくすことは思惟的能力をこえる問題だからである。直接の經驗的現實をその具體的なあるがままの姿で認識しようとし、また認識しようとなした歴史學派的態度を、彼がするどくしりぞけたのはこのためであった¹⁸⁾。科學的認識は多様な直接の經驗から一列の諸要因を思惟の上で抽象的に獨立させたところに成立しようるものである。いかなる經驗科學も抽象力による經驗的現實の思惟的整序が不可缺の出發點である。經驗科學的な經濟法則にしても、直接的な現象を規定する諸要因のうち、特定の要因の作用を捨象することによって、基本的な要因の作用を概念化したものといいうるのである。

マルクスの抽象的方法もやはりスウィージーがいうごとく、決して現實の世界からのがれることではなく、現實の世界のある局面を分離することであり、したがって高い水準の抽象とは比較的少數の現實の局面をとりあつかうことであった¹⁹⁾。これにたいしてゴットルやシュパンのように、經驗的事實に基礎をもたない先驗的な概念を前提し、思辨的な社會哲學の抽象物から演繹することによって、現實全體をその中に包括しようとする立場

は、たしかに經驗科學の領域をふみこえるものである²⁰⁾。しかし、マルクスの價值論、剩餘價值論、蓄積論はそれとはことなつて、資本制社會の大量的偶然な現象があくまでも考察の端初におかれ、その偶然の背後で偶然そのものを支配している法則に下向したものであった。現象の特定の局面を抽象することは、たんに思惟的認識能力から生ずる問題ではなく、むしろ現實の假象を最後のなものとせず、現象をつらぬく本質的な運動法則を發見するための方法であった²¹⁾。抽象的方法は資本制社會の內的關連を暴露するための道であり、それ自體が1つの現實接近の方法にほかならなかつた。

かかる具體より抽象への下向は、順次に簡單化のための假説や前提をもうけることによって成立する。そのさいに、抽象化の方法の如何によつて、同一の經驗的現象からことなれる經濟法則が結晶せしめられる。現實の素材をいかなる方法で、何を本質的なものとして抽出するかによつて、マルクス經濟學と他の經濟學との基本的差異が生ずる。したがって、經濟法則の妥當性が問われるとすれば、かかる抽象化の視野と方法が問題なのであつて、經濟法則の抽象的性格それ自體が問題とされるべきではないのである。ある經濟法則をめぐる批判と反批判とは、何よりもまず抽象的な次元を共通の場として展開されなければならない。また、もし抽象的な經濟法則を現實の現象と對比しようとするならば、その法則のよつて立つ抽象化の假定を次第にとりのぞいて、具體的な現象分析と同一の現實接近の次元にまで上向しなければならない。

しかるに、これまで絶對的貧困化法則にたいする修正派マルクス主義や理論經濟學からの批判は、主として現實の貧困現象との直接的な對比や、具體的な大量現象より引出される規則性との對比に、分析視角の力點がおかれていたように思われる。けれども、抽象的な一般的經濟法則と具體的諸現

16) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 6.

17) Alfred Amonn, *Objekt und Grundbegriffe der theoretischen Nationalökonomie*, 2. Aufl., Leipzig u. Wien 1927, S. 30.

18) *Ebenda*, S. 42 ff.

19) Paul M. Sweezy, *The Theory of Capitalist Development*, repr. ed., London, 1949, p. 18.

20) A. Amonn, *a. a. O.*, S. 96 ff.

21) K. Marx, *Lohnarbeit und Kapital*, Berlin 1953, S. 8. Derselbe, *Briefe an Kugelmann*, Berlin 1952, S. 68.

象の統計的規則性とは、直接の對比をゆるさない別個の次元に立つものである。法則と現象とがただちに一致しないのは、すべての経済法則がもつ本質であり、かかる問題提起はそもそも貧困化「法則」への批判としての意味をもちえない。それは経済法則の性格にかんする無理解をみずから露呈するだけであり、また現実接近の抽象度が全くことなる問題を、機械的にむすびつけようとする無反省さを告白するだけであろう。もし貧困化法則を論破しようとするならば、やはりこの法則と同一の抽象のレベルに立って、資本制蓄積の一般的法則や産業豫備軍の法則へ焦点をむけるべきである。そのみが貧困化法則の吟味として正常な視角である。

これにたいして、マルクス経済学自身のうちでも絶對的貧困化法則を論證しようとするかぎり、大量現象の統計的規則性から實證しなければならぬとみる人々が大多数をしめている。これもまた貧困化法則の立脚点をわすれた機械的經驗主義の思考であり、それでは經驗批判論や論理實證主義の流れをくむ数理経済学と²²⁾、えらぶところがないであろう。マルクスの貧困化法則を擁護するためには、資本制蓄積の法則を理論的に精密化し、非マルクス経済学の節欲説、待期説、時間選好説、あるいは補償説、生産力賃銀説などを論破することに、論證の力点がおかれねばならない。また、労働力の價值論と貧困化理論をもたない経済学では、労働力そのものが商品化する資本制賃労働の歴史的特殊性を、質的に分析できない缺陷をつくべきであろう。貧困化法則の妥當性の有無は、経済法則の立脚するこのような抽象的水準においてあらそわれるのが正しい。まさに2つの経済学派が踊るべき「ロードスの島」はここである。

なお、貧困化法則がたえず統計的に實證されなければならないかのように誤解するのは、統計の現實認識能力への不當な過信にもとづくともいえる。統計的方法ははたして何らの前提もなしに、無限に現實をあますところなく把握しうるものであるか。たとえば、貧困化の重要な指標の1つといわれる實質賃銀の變動にしても、生計費の變動

を指數化するには、比較されるべき2つの歴史的時期の間に、労働者階級の家計内容が同一のままであるという假定をもうけなければならない。實際には生活・消費内容を構成する種々の品目が、2つの時期において同一なことはほとんどないにもかかわらず、その假定なしには生計費指數を數字化しえないのである²³⁾。したがって、そこに算出された統計的數字も、嚴密な現實的妥當性をもたない假定の上にたつ一應の數字にすぎない。このことは生計費指數ばかりでなく、あらゆる統計的數字化のころみに不可避的に隨伴するであろう。抽象的理論と統計的實證との間には、現實接近の抽象度の相違があるとしても、両者がいずれも假説や前提の上に組立てられたものであるかぎり、その一方の現實接近方法のみを絶對化してよいはずがない。両者の現實認識能力はせいぜい相對的な差をもつにすぎないであろう。

そればかりでなく、統計的數字化はいかにも中立的、普遍的、精密的な外觀をとともなうにもかかわらず、それは統計調査の主體、調査目的、調査の角度、調査結果の分析方法によって、ことなれる成果をうみだしうる²⁴⁾。その場合に、合致しない2つの統計的數字のどちらが正確な數字であるかは、數字そのものの比較や兩者の折衷から、判定しうるものではないはずである。かかる判定は2つの數字をそれぞれ算出させた調査主體の意圖や方法の優劣によらねばならない。それら2つの調査の性格を定めるものは、まさしく資本制社會にたいする抽象的理論的認識の差異にほかならぬ。數年間にわたるソヴェト統計学論争が、大量的社會現象の量的分析とその質的分析との不可分の關係を歸結するにいたったことも、ここで反省しておくべきであろう²⁵⁾。貧困化法則の論證にさいして、統計的數字による實證がないかぎり、理論的な抽象だけでは何ら説得力をもたないという先入

23) M. Dobb, *Wages*, rev. ed., London, 1946, pp. 36—7.

24) 上杉正一郎「マルクス主義と統計」1951年、参照。

25) 有澤廣巳編「統計学の對象と方法」1956年。統計研究會譯編「ソヴェトの統計理論」1952年、など参照。

22) 思想 1956年9月號、論理實證主義特集、参照。

観や信仰は、かかる意味で破棄されなければならない。

III 貧困化法則の變形要因

絶對的貧困化の抽象的な法則性と具體的現象の大量的規則性との関連をもとめるとすれば、この經濟法則の立脚する抽象化の假定を順次にとりのぞく手續が必要である。かかる抽象より具體への上向によって、法則そのものは現實の諸事情からの修正や變形をうけることになる。マルクスの貧困化法則はあくまでも資本制蓄積の「絶對的一般的法則²⁶⁾」として提唱されたものであり、その場合の「絶對的」とはヘーゲル的な意味で「抽象的」と同義につかわれた表現であった²⁷⁾。そのような抽象的一般的法則であるからこそ、マルクスは「この法則が他のあらゆる法則と同様に、その實現にさいしては種々の事情によって變形をうける²⁸⁾」との但書きを、決して忘れはしなかったのである。貧困化法則を變形させる諸事情の分析は、古典においてはさしあたり除外視されていたが、これと類似した分析は利潤率の低下法則についてはなしとげられている。マルクスは利潤率の低下法則に反對作用をする諸原因を指摘し、それらの交錯関係により利潤率の一般的法則の作用が止揚されるために、この法則はたんに1つの「傾向」としての性格をもつにすぎないとのべていた²⁹⁾。貧困化法則もその實現にあたって逆作用の諸要因による變形をうけるものであるならば、それはまさに利潤率の傾向的低下法則と同じ性格をもつ一般的傾向的法則にほかならないであろう。

しかるに、貧困化法則を利潤率低下法則になぞらえて、それがたんなる傾向であり、現實の現象のうちにならずしも貫徹しないものとみなすことは、修正派マルクス主義の社會改良主義へ道をひらくものとして、革命派マルクス主義より根づよい反對がある³⁰⁾。けれども、これら2つの法則

はいずれもマルクスにより一般的な經濟法則として位置づけられているにもかかわらず、なぜ一方は傾向的法則であることをみとめながら、他方はそのようにみとめてはならないのであろうか。もしクツィンスキーのごとくあくまでも2つの法則を峻別しようとするならば、両者が現實接近の抽象度をことにすること、とくに貧困化法則は利潤率低下法則よりも現實接近の具體性がつよいことを、實踐的意圖からはなれて理論的に論證すべきである。ところが、資本論第1巻の貧困化法則は第3巻の利潤率低下法則よりも、むしろ逆に抽象のレベルがいっそう高度の理論ともいいうるから、貧困化法則にのみ具體的現象との合致をもとめる理由はかえって存在しえない。貧困化法則が直接に具體的現象のうちに實現されなければならないかのように辯明することは、經濟法則の性格そのものにたいする無理解を示している。エンゲルスもいうように、經濟法則はただちに直接の現實と一致せず、それはたんなる傾向、平均、近似として以外に現實との関係をもちえないものである³¹⁾。

では、貧困化法則をたんなる傾向性にとどめるべき逆作用の諸要因とは、主としていかなるものであろうか。第1は、他の經濟諸法則からの反對作用である。「勞賃を規制する法則は非常に複雑なものであり、事情の如何によってときにはある法則が、ときには他の法則が優勢をしめる³²⁾」ものであった。前述した勞働力の價值法則より貧困化法則への轉化も、他の經濟法則からの修正作用にもとづくものであったが、貧困化法則もまた別の法則によって變形をうける可能性がある。貧困化法則の變形や停止にかんして、よく引合いに出される「マルクス主義の旗の下に」誌上の共同勞作と編集部の後記とは³³⁾、とくに19世紀後半の

26) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 679.

27) P. M. Sweezy, *op. cit.*, p. 19.

28) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, S. 679.

29) *Ebenda*, Bd. III, S. 260 ff.

30) J. Kuczynski, *a. a. O.*, S. 27—8, usw.

31) F. Engels, *Brief an C. Schmidt*, den 12. März 1895, in: Marx u. Engels, *Ausgewählte Briefe*, Berlin 1953, S. 581—3.

32) F. Engels, *Brief an A. Bebel*, den 18—28. März 1875, in: K. Marx, *Kritik des Gothaer Programms*, a. a. O., S. 39—40.

33) 34) *Unter dem Banner des Marxismus*, Jg. IV, Heft 1, 1930. 大河内一男「失業」1952年, 77—80 ページ, 参照。

西歐先進國において資本制蓄積の作用を停止せしめたいいくつかの原因を反省していた。そこに指摘された諸原因とは、大量移民、市場獨占と植民地收奪、重工業の發展などであったが、それらはいずれも資本主義の不均等發展の所産に歸着されるものであった³⁴⁾。したがって、資本制蓄積の一般的法則と貧困化法則とは、資本主義の不均等發展の法則によって、その作用を阻止し、緩和される場合がありうる。貧困化法則が他の經濟法則によって變形される一例は、このようなものである。

貧困化法則にたいする反對作用の要因として、つぎに労働組合の社會的勢力があげられる。マルクスとエンゲルスはくりかえして、賃銀の法則が決して不動かつ直線的に作用する法則ではなく、それは勞資の闘争の結果如何により、一定の限界内において屈伸性や弾力性をもちうること³⁵⁾、あるいは、労働者同志の競争を減少または止揚しようとする労働組合が、賃銀の改善、労働日の短縮、生活水準の維持向上をはかる作用をもつこと³⁶⁾、まさしくみとめていた。ただこの主張が社會改良主義と區別されるのは、労働組合の日常闘争の効果を過大評價せず、その限界を明白に意識していたからである。すなわち、労働組合の日常闘争は決して賃銀法則そのものを廢止しようのではなく、かえって労働力の價值法則がこの闘争をつうじてはじめて實現されるにすぎないのであり、また労働組合の活動なくしては労働力の全價值にほぼ近いものさえ、うけとることができなくなるというのであった³⁷⁾。ただし、景氣情況と社會的勢力關係に應じて、現實の労働条件の上限は労働力價值の限界以上に擴大されることもありえようが、剩餘價值低下の危機がせまれば資本の側からの生産投資方法の變化や、壓迫的な反抗勢力の強化が

おこりうるために、おそらく日常闘争の成果の累積はせまい範囲にとどまるであろう³⁸⁾。

さらに、貧困化法則への逆作用は社會政策的ならびに經濟政策的な國家干渉からもおこりうる。たとえば、労働条件にかんする工場法や最低賃銀制、生活条件にたいする社會保險や社會保障などの干渉は、資本にとっては剩餘價值吸收の自由への制限であり、よくいわれるごとく「産業負擔」や「社會負擔」にほかならない³⁹⁾。もとより、資本がこの負擔を相殺すべき生産方法を考案したり、商品實現の過程で他人に轉嫁したりする可能性を、否定するわけではないけれども、少くともこれら労働・生活条件の維持改善策は、それが全然存在しない場合よりも労働者の貧困化傾向を阻止または緩和しうるものとみななければならない。また、産業豫備軍にたいする事後的な失業保險制、あるいは事前的な雇用創出策も、やはり失業人口の窮乏の緩和、その現役労働人口への影響の阻止、産業豫備軍そのものの縮少をつうじて、貧困化への阻止緩和要因となりうるものである。

もちろん、資本制國家の政策的干渉に積極的意義をみとめることは、それが何らの限界もなしに、無限に累積されていくとみなすことではない。この點についてとくにわが國の社會政策論は、すでに大河内理論の體系化とそれをめぐる本質論争の成果によって、むしろ國家政策の資本制的限界を明確にしてきた。すなわち、第1の限界は政策主體の意圖について指摘されうる⁴⁰⁾。資本制國家政策の本質は、現段階では資本制生産力または生産關係を維持保全しようとする政策意圖や政策目的から説明されつつある。したがって、それはあくまでも資本の意圖にもとづく政策であって、労働者の福祉を自己目的とするものでないかぎり、それは決して労働者状態を無限に改善するほどにまで意圖されえない。第2の限界は政策の機能からもいわれうる⁴¹⁾。政治的・法律的な上部構造が經濟

35) F. Engels, *Das Lohnsystem*, a. a. O., S. 213. Derselbe, *Trade-Unions*, in: *Über die Gewerkschaften*, S. 216.

36) K. Marx, *Arbeitslohn*, a. a. O., S. 246—7. Derselbe, *Instruktionen an die Delegierten des provisorischen Generalrats zu einzelnen Fragen*, in: *Über die Gewerkschaften*, S. 114. F. Engels, *Das Lohnsystem*, a. a. O., S. 213.

37) F. Engels, *Das Lohnsystem*, a. a. O., S. 214. Derselbe, *Trade-Unions*, a. a. O., S. 217, 219.

38) M. Dobb, *op. cit.*, pp. 151—2.

39) 拙稿「労働者保護の本質をめぐる覺書」一橋大學創立八十週年記念論集、1955年、上巻所收、参照。

40) 41) 拙稿「社會政策の主體と總資本の立場」一橋論叢 1955年7月號、参照。

的發展の下部構造を促進または抑制したり、その發展方向を變更したりする可能性はみとめなければならぬとしても、經濟的發展の傾向そのものを廢止することはできない。そこで國家權力の反作用が經濟的發展の方向に平行したり、逆行したりする場合に應じて、特定の國家干渉は意圖された効果をうみ出すことも、うみ出さないことも、また意圖されざる結果をもたらすこともありうるのである。第3の限界は政策手段にかんしても見出される。労働者状態の維持改善策は資本制生産力のないえぬ程度にまで擴大されないという經濟的限界をもち、またそれが資本制生産關係を危険ならしめるほどの自由や權利を擴張しえないという社會的な限界をもつことは、大河内理論の出現以來日本の社會政策論がひろくみとめるところである⁴²⁾。

以上のような諸要因を考慮にいれるとき、その反對作用には限界があるとしても、これらが現實に有效なかぎりにおいて、貧困化法則は修正をうけることになるであろう。マルクスが利潤率低下法則についてのべたのと同様に、貧困化法則にたいする逆作用の諸要因はこの一般的法則を全く廢止するのではないが、「一般的法則をむしろ傾向として、すなわちその絶對的な貫徹が反對に作用する諸事情によって阻止され、緩慢化され、弱められる法則として、作用させる⁴³⁾」ものといつてよいであろう。いいかえれば、傾向的法則とは逆作用の諸要因が緩和ないし中絶するという「一定の事情のもとでのみ……明確にあらわれる⁴⁴⁾」ものとみられる。なお、マルクスはこれと同じ箇所、傾向的法則の作用は「長い期間の経過のうちに明確にあらわれる」とも表現していたが、この表現を當面の問題に適用するのは困難なように思われる。彼が利潤率低下に反對作用する諸原因としてあげたものは、さしあたり搾取度の強化、勞賃の勞働力價值以下への切下げ、不變資本諸要素

の低廉化、相對的過剩人口、外國貿易の諸原因にすぎなかったが、このほかにやはり資本輸出、獨占の形成などを指摘しうるばかりでなく、さらにかかる經濟的諸要因をこえて、雇主團體の社會的勢力や資本保護的な國家の政治的干渉も、考慮に入れられる必要がある⁴⁵⁾。長期間のうちに實現されるかのごとく表現された純經濟的な發展傾向とは、有力な他の經濟的逆作用のみならず、社會的政治的な阻止緩和要因を捨象した上で想定された一應の傾向にすぎず、それをすでに列挙したごとき反對作用の諸要因をもつ貧困化法則にも、機械的にあてはめうるかどうか疑問である。

また、このように絶對的貧困化法則を具體的諸現象のうちに直接に貫徹しない傾向的法則とみる立場を、早急に社會改良主義とむすびつける實踐的な批判も、的はずれの議論である。たしかに、カウツキーも絶對的貧困化の説明に窮して、それを傾向としてとらえようとしていた⁴⁶⁾、エルフルト綱領にうたわれた貧困化の必然性はハイデルベルク綱領にいたって、傾向と理解されるようになった⁴⁷⁾。しかし、貧困化法則へ反對作用をすべき労働組合や國家干渉の要因に、いかなる意義や限界をみとめるかによって、革命主義にも改良主義にも道はひらかれている。すなわち、ベルンシュタインのように日常的な社會改良への「運動」を自己目的として、社會主義的な「究極目的」を放棄するか⁴⁸⁾、または社會改良の限界をみとめ、究極目的を別個に堅持しながらも、やはり労働者階級の組織化の一手段として、社會改良の現實的意義を肯定していくか、の區別が實踐を左右する。したがって、絶對的貧困化法則への阻止的緩和的の要因を指摘するとしても、かかる要因としての社會改良に限界を明確化するかぎり、資本主義下の

45) P. M. Sweezy, *op. cit.*, pp. 106—7.

46) Karl Kautsky, *Bernstein und das Sozialdemokratische Programm*, Stuttgart 1899, S. 114 ff., 128.

47) Wilhelm Mommsen, *Deutsche Parteiprogramme*, München 1952, S. 102, 119.

48) Eduard Bernstein, *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie*, neue Ausg., Stuttgart 1920, S. 9, 233 ff.

42) 大河内一男「社會政策の基本問題」1947年版、79—84ページ。同「獨逸社會政策思想史」1940年版、584ページ以下。同「社會政策」演習講座、1954年、54ページ以下、など参照。

43) K. Marx *Das Kapital*, Bd. III, S. 262.

44) *Ebenda*, Bd. III, S. 267.

労働者状態に無限の改善を期待したり、社会政策を社会主義への漸進的手段とみたり⁴⁹⁾する社会民主主義とは、無縁な立場が維持されうるのである。

IV 貧困化法則と具體的現象

これまでの考察により結論されうることは、絶對的貧困化法則はすぐれて抽象的一般的な法則であり、それは具體的な大量現象から引出される統計的規則性などと、抽象の水準をことにするということであった。それはマルクスの價值論、剩餘價值論、蓄積論を前提とするかぎり、論理的に必然的な歸結であり、この經濟法則の妥當性を問うとすれば、かかる抽象的な理論的武器それ自體が問題とさるべきものであった。法則と現象とが直接に合致しないのはあらゆる經濟法則の本質であり、その理由は現實接近の具體度をたかめるとき、一般的な法則に反對作用をする諸要因が現存するからなのであった。したがって、貧困化法則は利潤率低下法則と同様に、現實には逆作用の諸要因によりその絶對的な貫徹を阻止緩和されるものとして、資本主義に内在的な1つの傾向とみなすべきものであった。いいかえれば、資本制蓄積の法則はこれらの諸要因によってその實現を變形されるところとしても、法則そのものは全く廢止されるのではなく、資本主義のもとでは労働者状態を壓迫する自然發生的な傾向が、たえず内包されているということであった。

ところで、かかる貧困化の傾向性は資本主義の高度化とともに、いっそう強化される可能性がある。すなわち、獨占資本主義の段階とその全般的危機の時期に發展するにつれて、最大限利潤の法則にもとづく生産過程の組織化や強度化は、労働者階級の貧困化を促進する傾向をふくんでいる。また、資本制蓄積法則の累積にともない、生産の社会的性格と占有の私的性格との矛盾が激化され、企業の慢性的な遊休、産業豫備軍の停滞化、半失業と不完全就業の増大をもたらす可能性がある。あるいは、獨占資本による物價の面からの收奪、および獨占資本と國家權力との融合による租税や

通貨の面からの收奪など、いわゆる二次的搾取も付加されることになる。このようにして、マルクス經濟學を前提とすればプロレタリアートの貧困化傾向は、むしろ歴史的に促進されていくものといわねばならない。

これにたいして、貧困化の法則性に反對作用をおよぼす諸要因もまた、資本主義の發展につれてやはり強化される傾向にあった。産業資本主義のもとでも、大量的貧困と社会不安の累積より資本制生産様式を防衛していくために、労働組合の合法化と工場法による労働条件の維持改善が、資本制國家の手で着手されねばならなかった。獨占資本主義への移行とともに、あらたに最低賃銀制、社会保険、失業保険などの政策的對應が必要になるとともに、労働組合運動も協調的自助的な熟練労働者の職能別組合より、非協調的な不熟練労働者の産業別組合へ進展していった。また、全般的危機の時期をむかえるにつれて、資本制國家は從來からの労働者への個別的部分的な生活保障制にとどまりえず、全國民をつつむ體系的な社会保障によって、貧困への對應をはからねばならなくなったし、産業豫備軍の自由主義的解決への信仰も放棄して、完全雇用政策に飛躍しなければならなくなった。これらの貧困化への阻止緩和要因の整備こそ、資本主義下の貧困化傾向がその自然發生的な力を累進的に増大させてきたためにほかならない。

そこで、貧困化傾向の促進とその逆作用的要因の整備という二極的な發展をたどるべき資本主義のもとで、具體的な貧困現象はいかなる様相を呈することになるか。ごく一般的に歸結しうることには、まず貧困化の促進的要因と阻止的要因とのいずれの作用が優越するかによって、社会全體としての貧困現象が緩和または累積の傾向をたどることである。あるいは、2つの對立的な要因がほぼ相殺しあって、貧困現象が停滞的に持續するということである。その場合に、貧困化への逆作用的要因である社会改良には、既述の資本制的限界が嚴存するかぎり、標準的な生活水準を享受しえない貧困層は、決して完全に消滅するものではない。たとえば、イギリス社会保障制度による

49) Fritz Croner, „Zur Theorie proletarischer Sozialpolitik“, *Gesellschaft*, 1930, Bd. I, S. 51 ff.

貧困の減少は顯著であるとしても、そこで扶助される最低生活水準とはなお内輪に見積られたベヴリッジ案よりも、さらに低い水準にとどまっている。あるいは、構造的失業への完全雇用政策にしても、國民經濟の軍事化という別個の貧困化要因を付加せざるかぎり、摩擦的失業以外の完全失業と一切の半失業や潜在的失業などを、あますところなく吸収しうるものではなかったといえよう。したがって、具體的な貧困現象の實證によってえられる成果は、貧困そのものの常時的な存在であり、またその減少と増大と停滯との交錯的、非連続的な發展にすぎない。それだからこそ、マルクスがクーゲルマンへの著名な手紙で、俗流經濟學のごとく現象や假象のみを最後のなものとして追いかけるならば、一體何のために科學が存在するのか、と問うた理由があった。

ただし、現象と假象の世界においても、貧困化への連続的な傾向がある程度實現しうるような歴史的時期と國民經濟とが、全く存在しないとまで斷言するのではない。法則と現象との不一致は原則的であるとしても、一般的法則のよって立つ抽象化の前提条件と、類似した現實の經濟条件が絶対にあらわれえないわけではない。すなわち、資本制蓄積の法則がその作用を自然發生的に貫徹できるような条件、いいかえれば貧困化法則を變形すべき他の經濟法則や社會的政治的な逆作用の諸要因が、いずれも作用をよわめたり、斷絶したりした時期や國家においては、貧困化の典型的な傾向や近似的な傾向も、現象化することになるはずである。マルクスの抽象的方法はすでにのべたように、現實の特定の局面を分離することによって、現象をつらぬく典型的で本質的な運動法則を結晶させる方法であった。彼の一般的法則が一定の現實の局面に基礎をおいた抽象であるかぎり、たしかに 19 世紀の自由主義的資本主義の母國イギリスの現實にも、かかる典型的な抽象化の前提と對應しうる歴史的條件が實現することがありえたとし、それだからこそ彼は法則の敘述にさいしてその具體的例證を、幾多のイギリスの事實的材料からもとめることができたのであった。貧困化傾向の實現にしても、たとえば、産業豫備軍が累増したり、

潜在的停滯的な過剰人口が遞増する場合、あるいは労働組合の闘争力が破壊ないし微弱化された場合、社會政策と經濟政策が削減または無力化された場合などには、まさしく貧困化法則の指示した傾向も現象の統計的規則性と近似しうることになる。

けれども、貧困化法則の前提と同じ条件の實現を、たえず現實の資本主義に期待しうるものではなく、したがって大多数の貧困現象は連続的な貧困化傾向を明確化しないのが、むしろ一般的であろう。絶對的貧困化のたえざる傾向は、この意味で具體的現象のうちにつねに規則性として實現されるものではない。このことはくりかえして強調したように、貧困化「法則」の妥當性を何ら否定したことになる。また、貧困化法則の「實證」に都合のよい統計的數字だけを局部的に指摘して、この法則の現實的な貫徹を誇稱する現代の有力な主張も、やはり貧困化法則の妥當性を證明したことにならない。もしも貧困化法則を實證しようとするならば、現實の労働・生活条件にかんする統計的數字から、たとえば労働組合の壓力や國家の政策的干渉がおよぼした影響力を削除し、この法則への阻止緩和要因が存在しなかった場合に落付くべき生活水準を、推計する數字的操作をくわえねばならない。かかる統計的操作の可能不可能を、ここで問うわけではない。問題は貧困化法則を具體的實證と同一の現實接近の次元において對比するためには、この操作が不可缺の手續きであるということである。

最後に、具體的な貧困現象のうちに見出される規則性が、せいぜい貧困化法則の自然發生的に作用しうる前提条件がととのった場合にのみ、連続的な貧困化の傾向に接近しうるにすぎず、ほとんど大部分の場合には貧困の常時的な存在と、その増減ないし停滯の非連続的な交代という形態をたどるものであるならば、そもそも貧困の存在と變動とをたんに理論的にばかりではなく、どのようにして統計的にも把握しうるか、という技術的問題がなおのこされるであろう。貧困現象の測定方法にかんする考察は、別の機會（一橋論叢に掲載豫定）にゆずらねばならない。